



韓国幼児教育・保育の

現状と発展の課題

慶北大学校 鄭 晶姫

目 次

01 韓国政府の幼保政策の方向

02 幼保統合の挑戦と課題

03 公教育・公保育の現実と課題

04 進むべき方向と課題



韓国幼児教育・保育の政策方向

21世紀に向けた優秀な人材養成

保護者支援

女性の
社会進出支援

乳幼児
教育支援

低所得層
支援

幼児教育・保育の質的水準の向

韓国幼児教育・保育の現状

21世紀知識基盤社会における国家の継続発展のための重要な課題として、優秀な人的資源を養成することを強調



乳幼児に対し質の高い教育・保育の提供



幼保統合課題の推進



公教育・公保育の実現に向けた関心



幼児教育・保育に対する財政支援の拡大



公教育システムを構築するための課題

01

幼児教育と保育の質的格差解消

02

幼稚園とオリニジップにおける共通な
規制の適用を通じた公共性の強化

03

運営管理における
効率性・責務性の確保



海外の幼保統合の現状

同じ年齢の幼児と保護者向けのサービスという側面から、様々な国で実現されている課題であり、実現を成し遂げた国も多い

日本
台湾

幼保養成課程及び行政システムの統合、教師養成統合を試み、未来志向的な人材養成を追求するとともに、家庭の子育て支援のための支援システムの樹立

スウェーデン

女性の子育て軽減と家庭の子育て支援のための保育分野における人材養成を重視する教育的な側面を強化するとともに、1997年幼児教育・保育の完全統合を完成

フランス
ベルギー
ニュージーランド

同じ年齢の乳幼児の場合、同一な行政管理システム及び、教師養成システムの下で教育課程を統合
ニュージーランドも教師養成システムと行政システムの統合を完成

成功的な幼保統合の方向

公教育システムの構築と公共性の強化

教育課程

教師養成

評価
システム

運営管理

幼児教育と保育の質的水準

韓国の幼保統合の現況



幼稚園は教育部、オリニジップは保健福祉部に分かれた管轄を統合しようとする動き



統合の当為性と必要性について観点をまとめようとする動き



幼稚園とオリニジップの教育課程を統合し、「3-5歳の年齢別ヌリ課程」を制定



教師養成課程の統合及び行・財政の支援システムや評価システムの統合の必要性



「満3-5歳児より課程」の内容

満3-5歳のすべての幼児に対し、国家水準の共通教育課程を提供するために、2012年には「満5歳児のより課程」を統合し、2013年からは「満3-5歳児年齢別より課程」を統合

基本方向

- 基本生活習慣、秩序、配慮など正しい人性教育
- 人と自然を尊重し、自国の文化理解
- 全人発達
- 小学校教育課程との連携
- 主体的、遊び中心の教育
- 基本3-5時間の保育

目的

- 満3-5歳児に必要な基本能力及び、正しい徳性を育て、民主市民としての基礎を形成

目標

- 基本運動能力と健康、安全な生活習慣
- 日常生活でのコミュニケーション能力
- 自分を尊重し共に生活する態度
- 芸術経験と創造的な表現の力
- 探求心や数・科学的な問題解決能力

領域

- コミュニケーション
- 社会(人間)関係
- 身体運動・健康
- 芸術経験
- 自然探求

韓国の幼児教育・保育の教育課程

区分	0~2歳	3~5歳	6~11歳
オリニジップ	標準保育課程	ヌリ課程	
幼稚園			
小学校			初等教育課程

現在、満3児から5歳児の場合はオリニジップや幼稚園の教育課程を「ヌリ課程」として統合した教育がされ、0歳から満2歳児の場合は標準保育課程で実施されている

「満3-5児年齢別カリ課程」の基本方向

01

基本生活習慣と秩序・配慮・協力など
正しい人性教育(徳性を育てる)

02

人と自然を尊重し、自国の文化理解

03

全人発達がなされた創意的人材の育成

04

小学校教育課程との連携

05

幼児の主体的経験と遊び中心の統合教育

06

1日の保育時間は基本3-5時間



「ヌリ課程」の目的と目標

目的

満3歳から5歳児に必要な基本能力と正しい徳性を育て、民主市民としての基礎を形成することを目的とする



目標

- 基本運動能力と健康、安全な生活習慣を養う
- 日常生活での必要なコミュニケーション能力や正しい言葉の使い方を養う
- 自分の存在を尊重し、他の人と一緒に生活する態度を養う
- 美しいことに関心をもち、芸術経験を楽しむことを通し創意的に表現する力を養う
- 周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもち、日常生活において数学的・科学的に問題を解決する能力を養う



幼稚園・オリニジップ教師養成の問題点

第1

教師資格の取得システムの違いによる教師の専門性の問題



第2

オリニジップ保育教師の場合、3級の資格を取得する多様な方法により、保育教師数の量的拡散による質的レベルの低下



第3

幼稚園とオリニジップの教師養成課程における教職課程科目の違い



教師養成の教科課程

幼稚園の教師

幼児教育法第22条2項に依拠し、2-3年制の養成校や4年制大学及び教育大学院に設置されている幼児教育科卒業者を対象に、専攻教育科目50単位(基本必須科目21単位・教科科目8単位)、教職科目22単位(教職理論14単位・教職教養4単位・教育実習4単位)を履修。全194校の養成校で22,185名が養成。

オリニジップの保育教師

嬰幼兒保育法第21条2項に依拠し、専門学校及びそれと同格なレベルの学校において、保育科目及び単位を取得した者を対象に、保育必須6科目、発達及び指導1科目、乳幼児教育6科目、健康栄養及び安全2科目、家族及び地域社会協力1科目、保育実習1科目、全51単位履修。2-4年制大学卒業生、単位銀行制や保育教師教育院、通信制大学卒業生など多様な資格制度の急増により、保育教師の専門性を阻害する問題多発。



教師養成課程の改善方案

01

教師の専門性向上のための学力伸張

02

保育教師資格の取得制度の養成科目の改善

03

学歴に伴う資格の待遇、役割の差別化

04

教師養成のための大学校の教育課程の標準化、教職科目の充実化

05

幼児教育・保育関連科目の相互補完

06

通信制や教育院での養成課程の縮小・廃止



教育の情報開示システム

教育の情報開示は教育関連機関の保有及び管理する情報を
情報開示の請求の有無に関わらず積極的に情報を公開するシ
ステム



政府の政策の効率性を極大化



保護者の知る権利及び選択権の保障



機関運営の透明性及び責務性の確保



教育統合サービスの基礎資料



教育関連機関の情報開示

教育関連機関の情報公開に関する特例法(2007年4月30日施行)

教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令

(2008年11月17日施行)



選択ではなく
義務事項!

教育情報開示

情報

教育関連機関によって学校教育に関する職務上で作成、管理する文書、図面、写真、映像など



開示

教育機関が保有及び管理する情報を国民の請求の有無に関わらず、情報通信網など法令で定められた方法で積極的に公開



教育機関

学校及び教育行政機関、教育研究機関を意味し、幼児教育法第8条に基づいて設立された幼稚園も含む



外国での教育情報開示

教育機関の質的水準の向上による競争力の確保のために総体的質管理(Total Management)の概念が強調され、情報公開に関する法律の制定や情報開示システムが構築される。

日本

- ・ 1999年、情報公開に関する法律について検討
- ・ 2001年、施行
- ・ 幼児教育の情報公開の11項目
- ・ 幼稚園・保育園の施設現況、教育プログラム現況、教師資格や教育時間・時間外保育等

イギリス

- ・ 2000年、情報公開法制定
- ・ 2005年、公共機関の情報公開の開始
- ・ 学校現況、学生情報、学校水準指標、特別な支援が必要な学生の情報など
- ・ 情報開示システム構築

アメリカ

- ・ 学生の学業達成度の強化と教師の質的水準向上のために2001年NCLB方案制定
- ・ 学校関連情報の提供
- ・ 責務性の観点での学校設定目標達成程度の公開、学校情報報告書、教育庁及び学校単位のホームページの活用等

幼児教育機関の情報開示

- ・ 幼稚園は、教育関連機関情報公開特例法(2011年12月31日)、同法施行令(2012年4月20日)、幼児教育法(2012年9月27日)の改正を通し情報公開が始まる。
- ・ オリニジップは、情報公開及び法律違反事実公表システムの根拠に合わせ 嬰幼児保育法に基づいて2013年12月から施行される。

幼稚園の情報開示

- ・ 幼稚園情報開示の専用サイトである「幼稚園アルミ」(7項目18個の内容について毎年1回以上開示)
- ・ 2013年8月、定時開示項目2種と随時開示2種を合わせて改善
- ・ 全国の公・私立幼稚園のうち8,559園が参加



オリニジップの情報開示



- ・ 「アイサラン保育ポータル」によるオリニジップの紹介
- ・ 基本情報、現況、運営現況、評価認証の有無を開示し保育情報センター(育児総合支援センター)で施設紹介
- ・ 保育課程、給食情報、コミュニティの開示

幼稚園の情報開示項目及び範囲

開示項目	開示範囲
1. 幼稚園規則、施設などの基本現況	ア. 幼稚園の規則 イ. 幼稚園誌、教師の現況
2. 園児及教員の関連事項	ア. 年齢別学級数、園児数 イ. 職位及び資格別教員の現況
3. 幼稚園教育課程及び放課後課程の編成・運営に関する事項	ア. 幼稚園教育課程の編成・運営及び評価 イ. 保育日数及び時間 ウ. 放課後課程の現況
4. 幼稚園の教育費及び予・決算などの会計に関する事項	ア. 幼稚園の教育費の現況 イ. 幼稚園の予・決算などの会計
5. 幼稚園の給食・保健管理・環境衛生及び安全管理	ア. 給食実施及び事故発生時の処理 イ. 園児の健康検診 ウ. 環境衛生の管理 エ. 安全面の点検及び教育 オ. 共済及び保険の状況
6. 幼児教育法第30条から第32条までの是正命令事項	違反内容及び設置結果
7. その他、教育環境及び運営状態	ア. 幼稚園評価による事務職員の現況 イ. 通学車両の運営状況



オリニジップの情報開示項目及び範囲

開示項目	開示範囲
1.オリニジップの基本現況	ア. 施設の基本現況 イ. 施設設置の運営者の現況 ウ. 教職員の基本現況 エ. 園児及びクラスの基本現況
2.保育課程に関する事項	ア. 保育課程 イ. 特別活動に関する事項
3. 保育料及びその他の経費に関する事項	ア. 年齢別保育料の限度額 イ. 保育料及びその他の経費に関する項目別限度額
4. オリニジップの予・決算などの会計に関する事項	ア. オリニジップの予算書 イ. オリニジップの決算書
5. 乳幼児の健康・栄養及び安全管理に関する事項	ア. オリニジップの保険加入現況 イ. 通学車両の運営現況 ウ. 給食管理 エ. 環境・安全面の管理現況



幼稚園・オリニジップの情報開示の比較



開示項目の全般的な内容の差はないが、いくつかの下位領域において差がみえる



オリニジップは時間延長の公開、幼稚園は放課後課程の公開と表記され、表記の違いによる意味の混乱が生じる



幼稚園の場合、予・決算が公開されているが、予・決算の内訳の詳細は明記されていない



オリニジップの場合、法的項目の違反の有無は公開されていない



情報開示に向けた定着方案



幼児教育機関の情報開示に向けた発展方案

- ・ 両施設の情報開示項目と下位内容の一元化
- ・ 両施設の情報公開システムの一元化

- ・ 情報公開関連の教育と活用能力の教育を実施
- ・ 情報公開サイトのための物理的インフラの構築とハードの構築



- ・ 公開対象の情報管理を通し、公開範囲を決定
- ・ 園児と教員に関する個人情報に含まない

- ・ 正確な情報提供を通した信頼性確保が重要
- ・ 定期的な公開情報による確認と点検

幼稚園・オリニジップの評価システム

区分	幼稚園評価	オリニジップ評価認証
目的	<ul style="list-style-type: none">・責務性、質的レベルの向上幼児教育の公教育化・オペレーティングシステム全般の診断処方・評価結果還流・業務の効率化	<ul style="list-style-type: none">・保育施設の品質管理システムの構築・保育サービスの質的レベルの向上・評価認証による教師の専門性の向上・父母情報提供
評価内容	<ul style="list-style-type: none">・国家水準の共通指標(4領域, 9項目, 15指標, 47要素)・5点尺度、重要項目の点数化	<ul style="list-style-type: none">・39人以下: 5領域, 55項目・40人以上: 6領域, 70項目・障害児専門: 6領域, 75項目・3段階技術評価尺度
評価方法	評価委員会の書面による評価後、現場訪問評価	<ul style="list-style-type: none">・自治体の基本を確認し、独自の検査報告書、・現場観察及び審議認証
結果公開	<ul style="list-style-type: none">・「幼稚園アルリミ」による評価結果・公開不十分な場合、公開コンサルティング	<ul style="list-style-type: none">・「アイサラン保育ポータル」認証・未認証・優秀認証の公開

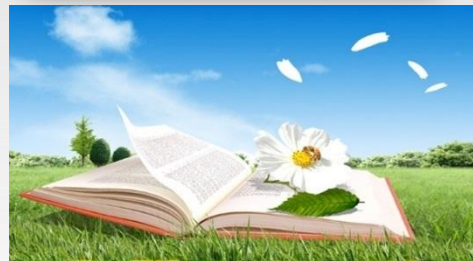
公教育・公保育の現実とその課題

- ・すべての幼児が親の社会経済的地位に関わらず、教育を受ける権利を保障できるような公教育化が必要
- ・少子化問題の解決のためにも無償教育が必要
- ・教育段階別の投資で国の投資の効率性を最大化するためには、幼児教育の段階での投資を強化することが、教育機会の費用効果が最も大きい。



- ・幼児教育費のOECDの平均は79.9%, 韓国は49.7%
- ・幼児教育の投資比率はOECD GDPの0.5%, 韓国は0.2%

普遍的支援



- ・無償教育・保育を通し教育の公共性の強化
- ・標準教育費や保育料に満たない現行の支援額のアップ

教育・保育の公共性の強化

韓国幼児教育・保育の課題

両施設の統合に向けた方向性をまとめ、行政管轄の一致

統合の方向

親の追加負担を軽減し、機関との費用コスト差を縮めるための政府支援の単価を現実化することが必要

責務性
透明性

公共性

教育費
支援

責務性と透明性を確保し、情報公開システムの構築、私立と民間運営の財務会計の規則まとめ

インフラ
構築

質的レベルの向上のための評価システムの構築、評価指標と評価方法の統合、評価結果による公開の有無と財政の支援が必要

ご静聴

ありがとうございます



翻訳：聖徳大学短期大学部 金玟志